（参考２）法人設立届出書

税務署受付印に受領印のある書類の写しをご提出下さい。電子申請の場合は押印がありませんので、代わりに税務署の受信通知（見出しは「メール詳細」）の提出を求める場合があります。

税務署受付印

法人設立届出書

※整理番号

令和　年　月　日

税務署長殿

新たに内国法人を設立したので届け出ます。

本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話（　）　―
納税地	〒
（フリガナ） 法人名	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	㊞
代表者住所	〒 電話（　）　―

設立年月日	令和　年　月　日	事業年度	（自）　月　日（至）　月　日
設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当すること	令和　年　月　日
事業の目的	（定款等に記載した事業目的） （現に営んでいる又は営む予定のもの）	出張所・工場等	
設立の形態	1　個人企業を法人組織とした法人である場合（　税務署）（整理番号：　） 2　合併により設立した法人である場合 3　新設分割により設立した法人である場合（□分割型・□分社型・□その他） 4　現物出資により設立した法人である場合 5　その他（　）		
設立の形態			1　定款等の写し
事業開始（			）
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		書類	
関与税理士	氏名		
	事務所所在地	電話（　）　―	
税理士署名押印	㊞		

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		入力		名簿		通信日付印	年　月　日	確認印		

（規格A4）

１の場合、個人事業主、その親族及び使用人等だった者はエンジェル税制の適用対象外となります。「等」については参考５の一定の株主（第４号・第６号・第７号）をご確認下さい。

２と３のように、合併又は分割により設立した法人はエンジェル税制の適用対象外となります。

４のように、現物出資により設立した法人の場合、当該現物出資分はエンジェル税制の要件の「金銭の払込みによる株式の取得」に該当致しませんので、当該現物出資分はエンジェル税制の適用対象外となります。